

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
山元 拓海	東京都港区南麻布1丁目8番16号パークコート南麻布 806	令和7年度第3期	
中島 聡信	神奈川県川崎市中原区上小田中2丁目13番22号 HALE LUANA 202	令和7年度第3期	
LE VAN NGHIA	愛知県豊田市中町4丁目32番地2 ビレッジハウス田中4-210号	令和7年度第3期	
中村 一昭	愛知県一宮市大和町馬引字焼野18番地1 メゾン浅井103号	令和7年度第3期	
加藤 麻衣	滋賀県大津市瀬田三丁目12番6-302号 Ribera Square B棟	令和7年度第3期	
白田 和彦	滋賀県甲賀市	令和7年度第3期	
黒田 昇	滋賀県草津市平井三丁目1番9-101号 レジデンス前田	令和7年度第3期	
ZHANG XUE	滋賀県草津市平井三丁目1番9-103号 レジデンス前田	令和7年度第3期	
堀内 省三	滋賀県草津市西沢川一丁目11番7号 ハイッヒカリ 103号	令和7年度第3期	
増田 紗和	滋賀県草津市西沢川二丁目7番16-D101号 セントロイエル草津ガーデン	令和7年度第3期	
吉田 イザベラ奈美恵	滋賀県草津市野村一丁目25番22-106号 ウッド ハイッ	令和7年度第3期	
中山 宜士	滋賀県草津市野村六丁目10番30-212号 グランエクレー	令和7年度第3期	
WU DEQIN 武 徳欽	滋賀県草津市野村六丁目7番11-402号 グランデイ オール	令和7年度第3期	
青柳 博康	滋賀県草津市上笠一丁目1番22号 ケアハウスぼぶら	令和7年度第3期	
中国 元起	滋賀県草津市下笠町1085番地	令和7年度第3期	
SENIOR PRINCESS DALINA	滋賀県草津市大路一丁目3番14-901号 ファイネスコート草津	令和7年度第3期	
永森 勲	滋賀県草津市東草津三丁目11番29-203号 レオパレス東草津	令和7年度第3期	
野口 明彦	滋賀県草津市東草津三丁目16番5-105号 第2ハイッ高樋	令和7年度第3期	
高橋 良明	滋賀県草津市東草津三丁目17番22号 第5ハイッ高樋 103号	令和7年度第3期	
山口 健	滋賀県草津市草津一丁目2番2-303号 サラシンドール草津	令和7年度第3期	
TRAN BA HUNG	滋賀県草津市草津四丁目1番26-1114号 ハイッ宮の森	令和7年度第3期	
西村 馨	滋賀県草津市草津二丁目2番3号	令和7年度第3期	
前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号	令和7年度第3期	
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン昂	令和7年度第3期	
上池 伸昭	滋賀県草津市草津町1668番地1-309 メゾン昂	令和7年度第3期	
岡崎 俊之	滋賀県草津市草津町1748番地10	令和7年度第3期	
松浦 秀人	滋賀県草津市青地町213番地1-404 デイアコート青地I	令和7年度第3期	
佐竹 敏幸	滋賀県草津市青地町213番地1-404 デイアコート青地II	令和7年度第3期	
I WAYAN KUTA ASTIKA	滋賀県草津市青地町270番地3-1201 サンクリエート・ハヤシ壹號館	令和7年度第3期	
TRAN HUU MANH	滋賀県草津市青地町270番地3-1404 サンクリエート・ハヤシ壹號館	令和7年度第3期	
佐々利 淳	滋賀県草津市青地町663番地1 シャーマンズ青地 203号	令和7年度第3期	
原 勉	滋賀県草津市青地町692番地15-102 サンハイム東草津	令和7年度第3期	
山口 高輔	滋賀県草津市青地町749番地4-502 プラシンドール	令和7年度第3期	
松岡 和弘	滋賀県草津市追分三丁目22番19-111号 草津ロイヤルマンション	令和7年度第3期	
立道 正造	滋賀県草津市追分三丁目22番19-221号 草津ロイヤルマンション	令和7年度第3期	
藤原 涼子	滋賀県草津市追分三丁目24番17-102号 ドミール中尾台B	令和7年度第3期	
稲田 新司	滋賀県草津市追分三丁目8番35-107号 レオパレスE f i n i	令和7年度第3期	
山下 優斗	滋賀県草津市追分南九丁目5番16号	令和7年度第3期	
LUU DUC NAM	滋賀県草津市野路東五丁目16番23-301号 央昌皿	令和7年度第3期	

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
井上 博司	滋賀県草津市野路五丁目6番38-205号 EM1022	令和7年度第3期	
山本 昭範	滋賀県草津市矢橋町105番地1 カーサ・ソラツツオ 301号	令和7年度第3期	
菊川 弘道	滋賀県草津市南笠東一丁目12番24-213号 ヴィラココロポ清水	令和7年度第3期	
渡邊 陽介	滋賀県草津市笠山一丁目8番80-701号 サニーサイドアラスーK	令和7年度第3期	
野町 和正	滋賀県草津市笠山三丁目12番11-105号 レオパレス ルーチェ笠山	令和7年度第3期	
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト	令和7年度第3期	
清水 新二	大阪府大阪市生野区巽北2丁目24番21号	令和7年度第3期	
SU YU CHING 蘇 祐慶	京都府京都市伏見区桃山町錦島15番地 グリーンヒル桃山1105	令和7年度第3期	
岡本 亜美	京都府京都市右京区花園伊町40番地 ガーレ花園 304号室	令和7年度第3期	
DJATMIKA ALGHIFARI	インドネシア	令和7年度第3期	
RISKY AL NANTO	インドネシア	令和7年度第3期	
HUSNI RANGGA SAPUTRA	インドネシア	令和7年度第3期	
JUMARDI JM	インドネシア	令和7年度第3期	
SEARS SHELBY ANNE	ニュージーランド	令和7年度第3期	
OROC JACON PAUL TORRES	フィリピン	令和7年度第3期	
SURBAN EDUARD PANILAGAN	フィリピン	令和7年度第3期	
PHAM VAN LONG	ベトナム	令和7年度第3期	
PHAM VAN CHUONG	ベトナム	令和7年度第3期	
NGUYEN VAN HUNG	ベトナム	令和7年度第3期	
VI QUANG LAM	ベトナム	令和7年度第3期	
NGUYEN THANH BAO	ベトナム	令和7年度第3期	
TRAN VAN VI	ベトナム	令和7年度第3期	
NGUYEN HONG KY	ベトナム	令和7年度第3期	
VUONG XUAN MUNG	ベトナム	令和7年度第3期	
DINH THI LINH ANH	ベトナム	令和7年度第3期	
DOAN LE THI BICH TUYEN	ベトナム	令和7年度第3期	
PHAM VAN TUAN	ベトナム	令和7年度第3期	
VU CAO DUC	ベトナム	令和7年度第3期	
VO HONG SON	ベトナム	令和7年度第3期	
KENNY AK DAUN	マレーシア	令和7年度第3期	
WANG SHEN HUANG	台湾	令和7年度第3期	
YU ZHIHUA	中国	令和7年度第3期	
LARRABEE ROBERT AARON	米国	令和7年度第3期	
藤野 宏行	滋賀県草津市新堂町202番地		令和7年度第5期
田上 菜々子	滋賀県草津市北大堂町596番地		令和7年度第5期
川那辺 洋	滋賀県草津市西波川一丁目17番30号		令和7年度第5期
平尾 真理	滋賀県草津市波川二丁目1番8-106号 イチヨシマンション		令和7年度第5期
寶角 弘保	滋賀県草津市野村八丁目9番9号		令和7年度第5期
坂元 勇	滋賀県草津市東草津一丁目6番22-205号 レ・ユニオン柳川		令和7年度第2期

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	国民健康保険税
坂元 勇	滋賀県草津市東草津一丁目6番22-205号 レ・ユニオン柳川		令和7年度第3期
坂元 勇	滋賀県草津市東草津一丁目6番22-205号 レ・ユニオン柳川		令和7年度第4期
坂元 勇	滋賀県草津市東草津一丁目6番22-205号 レ・ユニオン柳川		令和7年度第5期
西川 晋太郎	滋賀県草津市東草津三丁目16番7-303号 ハイツ高樋		令和7年度第5期
大比賀 光樹	滋賀県草津市東草津三丁目16番7号 ハイツ高樋 306号		令和7年度第5期
駒井 泉子	滋賀県草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール		令和7年度第5期
西村 馨	滋賀県草津市草津二丁目2番3号		令和7年度第5期
井之口 武	滋賀県草津市西草津一丁目8番49号		令和7年度第5期
前田 浩	滋賀県草津市西草津一丁目8番50号		令和7年度第5期
坂本 礼奈	滋賀県草津市草津町1668番地1-305 メゾン昂		令和7年度第5期
岡崎 俊之	滋賀県草津市草津町1748番地10		令和7年度第5期
岡田 直明	滋賀県草津市西大路町10番5-952号		令和7年度第5期
I WAYAN KUTA ASTIKA	滋賀県草津市青地町270番地3-1201 サンクリエート・ハヤシ壹號館		令和7年度第5期
廣田 響	滋賀県草津市山寺町476番地401 プライムコート草津		令和7年度第5期
村上 安広	滋賀県草津市追分八丁目16番1-202号 ハイツクナガ		令和7年度第5期
廣瀬 佐織	滋賀県草津市南草津四丁目3番地1-106 メゾンドフオンテ		令和7年度第5期
近藤 秀行	滋賀県草津市木川町1230番地66		令和7年度第5期
橋本 草馬	滋賀県草津市木川町904番地10		令和7年度第5期
坂本 昭	滋賀県草津市木川町952番地28		令和7年度第5期
今坂 泰貴	滋賀県草津市矢倉二丁目5番38-1C号 福井第2アパート		令和7年度第5期
XUE MIAO	滋賀県草津市野路一丁目12番40-708号 クレアトウール21		令和7年度第5期
井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック		令和7年度第5期
平野 誠士	滋賀県草津市橋岡町3番地14		令和7年度第5期
浅野 成人	滋賀県草津市矢橋町105番地1-523 カーサ・ソラツソ		令和7年度第5期
斎藤 一	滋賀県草津市南笠東三丁目22番15-1号		令和7年度第5期
森 久佐祐	滋賀県草津市笠山一丁目5番25-201号 SCARLET		令和7年度第5期
平野 奨悟	滋賀県草津市笠山一丁目7番48-202号 ヴィレッジ花木 C棟		令和7年度第5期
NGUYEN THI MINH HUYLEN	滋賀県草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム梨園		令和7年度第5期
柴田 悠貴	滋賀県草津市笠山三丁目1番9-406号 グラスライト		令和7年度第5期
鈴木 崇文	京都府京都市南区西九条池ノ内町93 エステムプラザ京都聚楽第米本邸		令和7年度第5期

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
松村 美穂	米国	発番 令和7年 12月 5日 草納発第1947号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
堀内 省三	滋賀県草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 令和7年 12月 3日 草納発第2028号
中山 宜士	滋賀県草津市野村六丁目10番30-212号グランエクレール	発番 令和7年 12月 3日 草納発第2029号

差押解除通知書 公示送達者名簿

氏名	住所	備考
堀内 省三	滋賀県草津市西渋川一丁目11番7号ハイツヒカリ 103号	発番 令和7年 12月 9日 草納発第2048号

(令和7年12月26日揭示済み)

草津市告示第317号

草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和7年12月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市人権擁護推進本部設置要綱および草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

(草津市人権擁護推進本部設置要綱の一部改正)

第1条 草津市人権擁護推進本部設置要綱(平成11年草津市告示第91号)の一部を次の表のように改正する。
(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第2条 《現行どおり》 (構成) 第3条 《現行どおり》 2～4 《現行どおり》 5 幹事長は、総合政策部副部長(人権政策・ <u>物価高騰対応重点支援</u> 担当)の職にある者をもって充てる。 6～7 《現行どおり》 第4条～第8条 《現行どおり》	第1条～第2条 《省略》 (構成) 第3条 《省略》 2～4 《省略》 5 幹事長は、総合政策部副部長(人権政策担当)の職にある者をもって充てる。 6～7 《省略》 第4条～第8条 《省略》

(草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部改正)

第2条 草津市同和対策推進委員会設置要綱(平成4年草津市告示第146号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前						
第1条～第6条 《現行どおり》 別表（第3条第1項関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属</td> </tr> <tr> <td>総合政策部副部長（人権政策・物価高騰対応重点支援担当）</td> </tr> <tr> <td>《現行どおり》</td> </tr> </table>	所属	総合政策部副部長（人権政策・物価高騰対応重点支援担当）	《現行どおり》	第1条～第6条 《省略》 別表（第3条第1項関係） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">所属</td> </tr> <tr> <td>総合政策部副部長（人権政策担当）</td> </tr> <tr> <td>《省略》</td> </tr> </table>	所属	総合政策部副部長（人権政策担当）	《省略》
所属							
総合政策部副部長（人権政策・物価高騰対応重点支援担当）							
《現行どおり》							
所属							
総合政策部副部長（人権政策担当）							
《省略》							

付 則

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

（令和7年12月26日掲示済み）

草津市告示318号

草津市物価高対応子育て応援手当支給事業実施要綱を次のとおり制定する。

令和7年12月26日

草津市長 橋 川 涉

草津市物価高対応子育て応援支給事業
実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「物価高対応子育て応援手当支給要領」（令和7年12月16日付け成環第769号子ども家庭庁成育局長通知）に基づき、物価高の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、特に、その影響を強く受けている子育て世帯に対して子どもたちの健やかな成長を応援する観点から支給する、物価高対応子育て応援手当の支給に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物価高対応子育て応援手当 前条の目的を達するために、支給される手当をいう。
- (2) 支給対象者 別表第1に掲げる物価高対応子育て応援手当が支給される者をいう。
- (3) 一般支給対象者 別表第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項

に規定する公務員を除いた者をいう。

- (4) 公務員支給対象者 別表第1の1の(1)に掲げる支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。
- (5) 出生児童支給対象者 別表第1の1の(2)に掲げる支給対象者をいう。
- (6) 離婚等支給対象者 別表第1の1の(3)に掲げる支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 別表第2に掲げる者をいう。

（物価高対応子育て応援手当の支給等）

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、物価高対応子育て応援手当を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当の金額は、対象児童1人につき20千円とする。

（一般支給対象者に対する支給予定通知等）

第4条 市長は、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当の支給予定であることを通知する。

2 一般支給対象者は、前項の通知を受けた際、物価高対応子育て応援手当の受給の拒否を届け出る（別記様式第1号）ことができる。

3 市長は、令和8年1月20日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第5条 一般支給対象者に対する支給は、次の各号に掲げる方式により行う。この場合において、令和

7年9月分（令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分）の児童手当の支給に当たって指定していた口座を解約等しており、物価高対応子育て応援手当の支給に支障が生じるおそれがある場合は、第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合は、第3号に掲げる支給方式を行う。

(1) 児童手当口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに物価高対応子育て応援手当支給口座登録等の届出書（別記様式第2号）により、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 前条第3項の支給決定前までに第1号の口座の解約等を届け出した者に対し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

（公務員支給対象者に係る申請受付開始日および申請期限）

第6条 公務員支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当に係る市の申請受付開始日は、第9条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の申請受付開始日のうち最も早い日から1か月以上3か月以内の市長が別に定める日とする。

（出生児童支給対象者に係る申請期限等）

第7条 出生児童支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、新生児に係る出生届の提出を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の市長が別に定める日とする。

（離婚等支給対象者に係る申請期限等）

第8条 離婚等支給対象者に対して支給する物価高対応子育て応援手当については、当該者からの、支給対象児童に係る児童手当の申請を受ける際に物価高対応子育て応援手当の支給申請が必要である旨を伝えるものとする。

2 申請期限は、物価高対応子育て応援手当の支給対象者となった日から3か月以内の市長が別に定める日とする。

（公務員支給対象者、出生児童支給対象者および離婚等支給対象者に係る申請および支給の方式）

第9条 公務員支給対象者、出生児童支給対象者および離婚等支給対象者（以下「公務員支給対象者等」という。）は、物価高対応子育て応援手当申請書（請求書）（別記様式第3号以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 公務員支給対象者等による申請および市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号または第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、または市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させることにより、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第10条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（公務員支給対象者等に対する支給の決定）

第11条 市長は、第9条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該公務員支給対象者等に対し、物価高対応子育て応援手当を支給する。

（物価高対応子育て応援手当の支給に関する周知）

第12条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給に当たり、支給対象者および対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、公務員支給対象者等から第6条から第8条の申請期限までに第9条第1項の申請が行われ

なかった場合、当該公務員支給対象者等が物価高対応子育て応援手当の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に物価高対応子育て応援手当として支給を行う手続を行ったにもかかわらず、令和8年3月31日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、支給決定は、その効力を失う。

3 市長が第11条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（物価高対応子育て応援手当の返還）

第14条 市長は、物価高対応子育て応援手当の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者または偽りその他不正の手段により物価高対応子育て応援手当の支給を受けた者に対し、支給を行った物価高対応子育て応援手当の返還を求める。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第15条 物価高対応子育て応援手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第16条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月26日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

第1 支給対象者

1 物価高対応子育て応援手当（以下「本手当」という。）は、以下の(1)、(2)または(3)のいずれかに規定する児童手当の受給者等（以下「支給対象者」という。）に支給する。

(1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生し

た児童については、令和7年10月分とする。以下同じ。）の児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者

(2) 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等（法第4条第1項に規定する父母等をいう。）、新生児が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親（以下「里親等」という。）または新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者

(3) (1)の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までに離婚（離婚調停中その他これらに準ずる者を含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。ただし、(1)の受給者から本手当に相当する額の金銭等を受け取っていた場合、または、当該受給者が、本手当に相当する額の金銭等を本手当の目的のために費消していた場合を除く。

2 1の規定にかかわらず、本手当は、次の表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に1に規定する者（以下「受給者等」という。）に対して本手当の支給が決定されている場合には、この限りでない。

①（受給者等死亡の場合） 基準日後、支給決定前までの間に1に規定する受給者等が死亡した場合（この2の規定により本手当を支給される者が、本手当の支給が決定前に死亡した場合を含む。）	左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の、当該死亡した者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。）に係る児童手当の支給を受ける者
--	--

	その他これに準ずるものとして 適当と認められる者
②（施設入所等児童であることが事後に判明した場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等に係る児童が施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童をいう。以下同じ。）であることを受給者等に本手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合	左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている里親等、または、左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者（以下「施設等受給資格者」という。）
③（家庭内暴力事案の場合） 基準日後、支給決定前までの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該受給者等と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に第2の対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が当該受給者等に対して本手当を支給する市町村に到達した場合	左欄に掲げる当該受給者等の配偶者

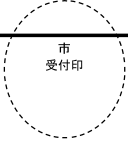
対象児童（本手当の支給額の算定の基礎となる児童をいう。）は、次の(1)または(2)に該当する者とする。

(1) 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童の場合は10月分）の児童手当に係る児童

(2) 基準日の翌日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

別記
様式第1号(第4条第2項関係)

物価高対応子育て応援手当受給拒否の届出書



草津市長 宛

1. 私は、「物価高対応子育て応援手当」の受給について拒否することを、ここに届けます。
2. 本届出により、「物価高対応子育て応援手当」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____ 印
※署名または記名押印

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所
※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
（2. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

（2. 受取方法のウを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。）
※個人番号カード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し等

様式第3号(第9条第1項関係)

物価高対応子育て応援手当申請書(請求書)



令和7年9月30日時点の住民票所在市区町村

※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、または令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村

草津 市長 宛

1. 申請・請求者

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請・請求者の現住所
印		年 月 日	電話 ()
* 記名押印に代えて署名することができます。		所属庁	申請・請求者の住所(令和7年9月30日時点の住民票所在地) ※令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、または令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在地 ※申請者が公務員ではない場合、または公務員であって現住所と同じ場合は記入不要

2. 対象児童

次の(1)または(2)に該当する支給対象児童について記入してください。

(1) 令和7年9月分(令和7年9月に出生した児童については、令和7年10月分)の児童手当に係る児童

(2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に出生した児童

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1				年 月 日		
2				年 月 日		
3				年 月 日		
4				年 月 日		
5				年 月 日		

※同居・別居の別については令和7年9月30日時点(令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに出生した児童に係る児童手当の受給者、または令和7年10月1日以後令和8年3月31日までに離婚等により新たに児童手当の受給者となった方は、当該児童手当の認定を行った時点)の状況を選択してください。

3. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※対象児童1人につき2万円になります。

公務員児童手当受給状況証明欄(申請者が公務員の場合)

※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

証明欄 附番

Blank box for the proof label serial number.

申請・請求内容等は相違なく、上記の申請・請求者は、上記____人の子供に係る児童手当の受給者であること等について証明します。

年 月 日

証明者

印

(証明事務担当
担当課(室)・担当係
電話番号)

(裏面も確認してください。)

(日本産業規格A列4番)

4. 受取方法

ア 公金口座への振込みをご希望の場合

個人番号																				
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

イ 児童手当振込口座等の指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)							(フリガナ) 口座名義
金融機関番号	店番号									

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

【誓約・同意事項】

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、市において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。

振込先金融機関口座確認書類
※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

(4. 受取方法のイを選択した場合は提出してください。)